



2022年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社YU-WA Creation Holdings
代表者名 代表取締役社長 服部 雅親
(コード番号 7615 東証スタンダード)
問合せ先 経営管理部長 弓削 佳美
(TEL. 03-3639-9191)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第51期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループ事業の現状に適応するため、事業目的を一部修正するものがあります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第20条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月24日(金)
定款変更の効力発生日	2022年6月24日(金)

以 上

(別紙)

(下線__は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 <u>〈条文省略〉</u></p> <p>1. ~19. <u>〈条文省略〉</u></p> <p><u>〈新 設〉</u></p> <p>20. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p><u>〈株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〉</u></p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>〈新 設〉</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>1. ~19. <u>〈現行どおり〉</u></p> <p><u>20. 生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>21. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p><u>〈削 除〉</u></p> <p><u>〈電子提供措置等〉</u></p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 〈現行どおり〉</p> <p><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>第 2 条 現行定款第 20 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 20 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 20 条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>